

令和5年5月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和5年5月10日（水）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者17名

1番 山崎 清弘 2番（代理）田中 輝勇 推進委員 3番 棒引 昭治
4番 中嶋 正行 5番 福嶋 隆 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 19番 峯園 五郎

欠席者 2番 鈴木 明 6番 更井 寛司 18番 松本 平男

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 14番 山本 敏夫 17番 長嶺 博司

議 長 皆さんこんにちは、コロナ禍も嘘のような感じで、ゴールデンウィークも人、人、人で、大変ごった返したように思っております。いよいよ我々も、農業の方は田植えなり、梅の収穫なりの時期に入って来るわけなんですけども、皆さん、十分ケガに注意なさって取り組んで、励んでいただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、823㎡、他1筆、合計1,411㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年4月13日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、573㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月3日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、830㎡、他1筆、合計10,289㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月17日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,046㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月3日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、387㎡、他1筆、合計722㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月14日です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,270㎡、他1筆、合計2,266㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月14日です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,157㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月14日です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、702㎡、他1筆、合計1,366㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4月14日です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,782㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年4

月12日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、466㎡、他2筆、合計2,723㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・柿、期間は令和5年6月1日から令和9年5月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、892㎡、他3筆、合計2,256㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間15,000円、持参払い、期間は令和5年6月1日から令和6年5月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、330㎡、他1筆、合計1,422㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間20,000円、持参払い、期間は令和5年6月1日から令和12年5月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,348㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和15年5月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,323㎡、他3筆、合計7,770㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和25年5月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、529㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年6月1日から令和11年5月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,762㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、口座払い、期間は令和5年6月1日から令和30年5月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,897㎡の内1,297㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和30年5月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、553㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和11年5月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、616㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和25年5月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,495㎡、他2筆、合計2,963㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和25年5月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、294㎡、他4筆、合計1,423㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、627㎡、他3筆、合計3,008㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和5年6月1日から令和8年5月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、963㎡、他1筆、合計3,049㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日の新規です。合計14件、33筆、37,719

議 長 m²、貸し手13名、借り手4名です。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 この件でお話ししたいことが一点ございまして、〇〇〇〇の案件については、もう少し利用権の設定の期間が長かったんですけども、貸し手の方が亡くなられまして、息子さんが土地を処分したいということで、合意解約となったわけです。使用貸借については、法的な根拠としては弱いので、できれば千円でも貰って賃貸借に変えたら、裁判になった場合権利が主張できるというようなこともございますので、万が一のトラブルの際に法的な根拠があるということで、皆さん利用権設定をする場合に心に留めておいていただけたらと思います。ご意見、ご質問ないということですので、報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いしますが、14番に〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について、異議ございません。

議 長 はい、5番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番について、異議ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番異議ありません。

議 長 はい、8番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番、9番異議ありません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、11番異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番について、異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、利用権の設定13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは14番について、逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、只今の案件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員、どうぞ。
(〇〇委員着席)

議 長 以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございました。
(農振課 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番の鈴木明委員さん、代理に田中輝勇推進委員さんがおいででございます。6番の更井寛司委員さん、18番の松本平男委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、14番山本敏夫委員さん、17番長嶺博司委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は341㎡、他2筆、合計1,290㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は105㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は830㎡、他7筆、合計4,666㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は329㎡、他17筆、合計7,442㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は220㎡、他2筆、合計859㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上5件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは施設に入られており、子供さんもおられませんので、〇〇さんの兄弟の方がお世話頂いておるということで、異議ございません。2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番は贈与ということで異議ございません。3番について、〇〇さんは農業をしておらず、〇〇さんが借りてずっと耕作していた

のですが、この度借りている面積の半分を売買するという事です。異議
ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、4番
〇〇番〇〇です。譲受人は移住者の方で、移住してきてから15年ぐらいたつ
と思います。譲渡人は〇〇〇〇さんがお世話していた〇〇〇〇さんという
方の長男で、県外に在住していることから、今回、この相続した農地を
〇〇〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは農業経験もあり異議あり
ません。次、5番の〇〇〇〇の案件です。〇〇〇〇さんは住所は〇〇〇〇
になっているんですが、現在は〇〇〇〇の方で生活されております。〇〇
〇〇さんに営農意欲等伺ったところ、先程の事務局の説明のとおり、全部
耕作、常時従事等条件を満たしていると判断しました。異議ありません。

議 長

はい、議案第1号農地法第3条申請5件、異議なしとのことでございます。
そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号
農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地
の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は2
38㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目
的及び規模は貸駐車場5台、218㎡、資材置場、20㎡、合計238㎡、
着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっ
ています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は都市
計画用途地域内（第一種住居地域、準住居地域）にありますので、第3種
農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現
況が休耕畑、面積は326㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇
〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、91.60㎡、駐車場等、
234.40㎡、合計326㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月
以内、農用地の内外は当初抜です。隣接同意、水利同意はございます。こ
の土地は住宅地、道路に囲まれた小集団の農地であるため、第2種農地で
す。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、
面積は218㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使
用目的及び規模は住宅1棟、62.72㎡、露天駐車場、155.28㎡、
合計218㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内
外は用途外です。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計
画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上3
件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条
第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろし
くお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見
を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5月8日に〇〇委員さんと現地調査を行ってまいりまし
た。4件ですので午前中に終了しました。5条申請1番の〇〇〇〇の案件

です。〇〇〇〇の案件につきましては、資料について、計画平面図、あるいは計画横断図、位置図及び付近見取り図がついておりますけども、〇〇〇〇があった裏手にある小面積の休耕畑です。計画につきましては、計画平面図にありますように、露天の貸駐車場と駐車場の管理資材の置場にするとということです。5条の第2項にある現地調査により確認可能なもの、土砂の流出、又は崩壊、災害を発生させる恐れ、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れの有無、あるいは周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れ、この現地調査によって確認可能なものについて、確認して参りました。この3点については、周辺同意、あるいは水路によって、恐れがないと確認しました。次に、2番の〇〇〇〇の案件です。資料によりますと、場所は位置図のとおりで、道路に面した農地であるんですが、分筆したあと左側に進入路をつけて、奥を住宅用地に転用するということです。周囲の状況につきましては、西側は宅地、北側は畑、柿が植わってました。東側はコンクリート舗装の2m程の道がありました。切土、盛土がないということで、転用に伴う周辺農地や農業用水への悪影響はないと判断されます。次に、3番〇〇〇〇の案件ですが、これは、場所については位置図のとおりで、道路に面した農地です。これについても、一筆の必要最小限の部分だけ分筆して転用するということです。転用計画図によりますと、前を駐車場にして、奥に住宅を建つということです。計画の横断図によりますと、駐車場部分を道路の高さに切土します。盛土についてはわずかです。北側については休耕田で長い間作ってないような状態でした。西については、梅の幼木が植わっておりました。東側は貸人の梅畑です。特に転用に伴う周辺農地への悪影響はないと判断されます。以上3件報告申し上げます。

- | | | |
|-----|----|---|
| 議 | 長 | はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。異議ございません。 |
| 議 | 長 | はい、2番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。親子での贈与です。異議ございません。 |
| 議 | 長 | はい、3番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。異議ございません。 |
| 議 | 長 | はい、議案第2号農地法第5条申請3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 全員 | 異議なし。 |
| 議 | 長 | はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。 |
| 松平 | 係長 | 4ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は161㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和56年に前所有者が相続により取得しましたが、農業に従事していなかったため、その後は、耕作されず、現在に至っています。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。 |

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の案件について報告します。現地の状況ですが、議案書に記載されているとおりで、現況は山林化して、近隣の山林と何ら変わりはなく、周辺への影響についても問題点はありませんでした。近隣住民、地元農業委員の証明もあり問題ないかと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは〇〇〇〇でございます。この文面と写真のとおり、山林というより竹林となっており、農地でないと思われま。1番異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あつせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 5ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7, 124㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2, 000kg、希望価格は700万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は823㎡、他1筆、合計1, 411㎡、作物は米、10アール当たりの収穫量は400kg、希望価格は300万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 782㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は3, 000kg、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番について。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の件について、説明させていただきます。場所は〇〇〇〇から北へ約800m、畑の向きは西向きであります。畑の状況は、成木が約30%から35%ぐらいあります。あとは若いこれからの木に植え替えられております。モノラック、スプリンクラーもあります。山の頂上付近の農地で、傾斜も良好であり、拾い梅もできるようにネットもあります。よい畑でございます。希望金額が少し高いのですが、所有者さんが県外におられますので、今回、誰かに買っていただきたいということです。以上です。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番の場所は、〇〇〇〇のそばで、〇〇〇〇の裏側にありまして、広さ的には普通の広さで、軽トラなら入っていける程度の道が通っております。現状は所有者の方が田を作っているわけではなく、人に貸して作ってもらっていたのですが、かなりのお歳なので、そろそろ整理したいよということで、あつせんを受けたいとのことです。以上です。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この畑は〇〇〇〇地区というのがあるんですけども、その地区の上の方の後ろに山があり、その中腹あたりにあります。上の方にあるんですが、かなりなだらかな梅畑でございます。この〇〇さんなんです。元、〇〇という、〇〇〇〇地区でも有数の大きな農家でありましたが、後継者がいないということで、昨年も、他の町にある大きな農地を処分したそうです。今回、〇〇〇〇の農地のあっせんを受けたいということで、申出がありました。あっせんすることに問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名をお願いします。2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、隣接の〇〇委員さんの3名をお願いします。3番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくをお願いします。それではその他の案件でございます。4月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請13件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から何かありませんか。ないようですので本日はこれで閉会といたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後3時終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

14番 委員

17番 委員

議

長